



平成 26 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 明治機械株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河野 猛  
(コード番号 6 3 3 4 東証第二部)  
問合せ先 取締役総務部長 高工 弘  
(TEL. 03-5295-3511)

## 当社前代表取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日、当社の前代表取締役に対して損害賠償請求訴訟を提起しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本訴の提起については、会社法第 386 条第 1 項の規定により監査役が当社を代表することになります。

### 記

1. 訴訟を提起した裁判所および年月日  
東京地方裁判所 平成 26 年 9 月 30 日
2. 本件訴訟を提起した者（原告）
  - (1) 名 称 明治機械株式会社
  - (2) 本 店 所 在 地 東京都千代田区神田多町二丁目 2 番地 22
  - (3) 訴訟における代表者 当社監査役 小笠原 薫
3. 訴訟を提起した相手（被告）  
当社前代表取締役 高橋 豊三郎
4. 訴訟の内容および損害賠償請求金額
  - (1) 訴訟の内容  
会社法第 423 条第 1 項に基づく取締役任務懈怠損害賠償請求事件
  - (2) 請求金額  
金 8271 万円およびこれに対する平成 26 年 7 月 22 日から支払済みまで年 5% の割合による金員
5. 請求原因の概要  
当社は、子会社（当時）ラップマスターエスエフティ株式会社（以下、「ラップ社」といいます。）において、平成 20 年 3 月期以降に、架空売上・押込販売による売上の過大計上、不適切な原価流用、のれんの過大計上などの不適正な会計処理を行っていたことを理由に、金融庁より課徴金 8271 万円の納付命令を発令され、これを支払うことにより同額の損害を被りました。  
被告は、当社の前代表取締役であり、ラップ社における不適正な会計処理の具体的な兆候を認識するなどしていたにもかかわらず、その実態を調査せず、何ら防止措置を講ずることなく、結果として当社に課徴金納付義務を発生させたものです。  
当社は、被告の取締役としての任務懈怠が明らかであることから、本件訴訟を提起し、その損害賠償を請求するものです。

## 6. 訴訟の提起に至った経緯

被告は、平成16年6月に当社の取締役となり、同年7月にはラップ社の監査役に、平成21年6月には当社の代表取締役に就任しております。

当社は、平成24年10月、金融庁・証券取引等監視委員会より、ラップ社における不適切な会計処理の疑いを指摘され、翌月、第三者委員会を設置しました。

平成25年2月には第三者委員会による報告書が提出され、ラップ社の主に平成20年3月期と平成21年3月期において、過大な売上計上などの不適切な会計処理が行われていた事実が明らかにされました。

金融庁は、この不適正な会計処理についての証券取引等監視委員会の勧告を受け、平成25年8月、合計8271万円の課徴金納付命令を決定し、同年10月、当社は課徴金を支払いました。

これを受けて、当社は、被告に対し損害賠償を請求してきましたが、これまで誠意ある回答が得られなかったため、本日、訴訟を提起することとなったものです。

## 7. 今後の見通し

本件訴訟につきましては、当社の業績に与える影響を含め、今後の進展に応じて情報を開示していく予定です。

なお、本件訴訟につきましては、株主様をはじめ関係各位にご心配をおかけすることにはなろうかと存じますが、取締役の任務懈怠により会社に不測の損害を与えた経営者の責任を追究することは、当社の姿勢を対外的に示すとともに、会社経営の規律を維持する点においても必要なことであると思料します。

今後も、不適正な会計処理の再発防止と継続的改善に取り組み、コンプライアンス重視の企業風土の醸成に努めてまいりますので、当社の経営にご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上